令和７年６月27日

一般社団法人　電力土木技術協会

令和７年度「ダム水路主任技術者講習（許可選任）」の受講者募集について

電気事業法により水力発電所の工事、維持・管理に関しては、「ダム水路主任技術者」を選任することが必要ですが、2,000ｋＷ以下の水力発電所においては「許可選任」の特例が定められております。このうち500ｋＷ以上2,000ｋＷ以下（水路式発電所に限る）のものについては、「ダム水路主任技術者講習」（許可選任）を受講することが必要とされています。（別紙1参照）

電力土木技術協会では、この講習を令和5年度まで開催してまいりましたが、受講者の減少等を背景に令和6年度は中止いたしました。令和7年度の開催に関し本年2月から3月に受講希望者に関するアンケート調査を実施したところ、多くの方の受講希望があったことから、令和7年度の講習を下記の通り実施することといたしました。

つきましては、受講を希望される方は、氏名、勤務先、連絡先メールアドレスを記入のうえ、[koushu@jepoc-m.or.jp](mailto:koushu@jepoc-m.or.jp)までお申し込みください。正式な受講申込書、詳細な受講案内等をお送りいたします。（アンケートにお答えいただかなかった方も受講可能です）

記

講習期間：令和7年9月1日（月）～9月4日（木）

時間割（案）：（別紙２）の通り。（講師の都合等により変更することがあります）

講習場所：「東レ総合研修センター」静岡県三島市末広21番9号

　　　　　宿泊施設が併設されています。

　　　　　現地実習は、近傍の水力発電所を予定しております。

受講料：１１万円（消費税込み）

（テキスト代、実技講習のバス代、保険料等を含みます。宿泊費、食事代は含みません）

募集人員：４０名（ただし、受講希望者が非常に少なかった場合、中止することもあります）

申込締切：８月１５日（金）

＊お問い合わせは、上記メールアドレス宛にお寄せください。

**（別紙１）**

**電気事業法に基づくダム水路主任技術者講習会について**

一般社団法人 電力土木技術協会

　電気事業法第43条第1項において、電気工作物を設置する者は、当該電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、「ダム水路主任技術者」の免状を有する者を「ダム水路主任技術者」として選任することが定められています。

　ただし同法第43条第2項において、自家用電気工作物（発電設備の最大電力合計が200万kWを超えない発電事業者の所有する電気工作物）のうち2,000kW以下の水力発電所については、「許可選任」の特例が定められています。これは出力規模に応じて一定の要件（経済産業省「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（制定20190304保局第1号；平成31年3月11日）参照）を満たしている場合、大臣の許可を受けて、免状を持たない者から「ダム水路主任技術者」を選任することができるとするものです。（下表参照）

　このうち500kW以上2,000kW以下の水力発電所に係る許可要件の一つとして、経済産業省が内規で定めた講習（「ダム水路主任技術者講習」）を受講した者であることとされています。本講習会は、この規定に適合するもので、修了者には当協会が受講証明書を発行致します。

　なお本講習は、法令、土木関連基礎事項・設計、維持管理および実習と水力発電全般に係る内容であり、水力発電技術の習得にも適したカリキュラムとなっております。

（参考）ダム水路主任技術者許可要件（〇印を付したいずれかに該当する者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 要　件 | 100kW未満 | 500kW未満 | 2,000 kW以下 |
| (イ)高等学校等で土木工学の課程を修めて卒業した者 | 〇 | 〇 | 〇＊ |
| (ロ)技術士第一次試験であって建設部門に合格した者 | 〇 | 〇 | 〇＊ |
| (ハ)技術士第二次試験であって建設部門、農業部門(「農業農村工学」に限る)、総合技術監理部門（建設部門または「農業農村工学」に限る)に合格した者 | 〇 | 〇 | 〇＊ |
| (ニ)土木施工管理技術検定に合格した者 | 〇 | 〇 | 〇＊ |
| (ホ)(イ)と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 | 〇 | 〇 | 〇＊ |
| (ヘ)土木技術に関し相当の知識及び技能を有すると認められる者 | 〇 | ― | ― |

＊出力500kW以上2,000kW以下の場合は、経済産業省が規定する要件に適合した講習の課程を修了する必要があります。



特定商取引に関する表記

|  |  |
| --- | --- |
| 役務提供者 | 一般社団法人　電力土木技術協会 |
| 代表者または運営責任者 | 会長　鈴木　英也 |
| 住所 | 〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目4番9号　大門ビル2階 |
| 電話番号 | 03-3432-8905 |
| FAX番号 | 03-3435-1778 |
| URL | http://www.jepoc.or.jp |
| 受講手数料 | ダム水路主任技術者講習（許可選任）　　　　　　１１万円（消費税込み） |
| 受講申込方法 | 電子メール |
| お支払い方法 | <銀行振込> 「受講案内」に記載の協会銀行口座にお振込みください。  ・お振込先、銀行口座の詳細は「受講案内」にてご確認ください。  ・振込手数料は受講者の負担といたします。 |
| 受講の受付 | 受講申込者から講習受講料の収納を確認したうえで、受講を受け付け「受講通知書」を送付いたします。受講受付期限の詳細は「受講案内」にてご確認ください。 |
| 受講申込後の受講取消について | 原則として、納入された受講手数料は返金しません。  ただし、やむを得ない事情で受講できないと認められる場合は、事務手数料を差し引いて返金いたします。 |